

成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との 連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、**地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実**などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化**により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／**新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討**／都道府県単位での新たな取組の検討

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 －
- (2) 地域連携ネットワークの機能
－ 個別支援と制度の運用・監督 －
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－ 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり －
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期成年後見制度利用促進基本計画(抄)

(総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり)

1 成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1)の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

②新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

- ・ 国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。）が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- ・ その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。
- ・ 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与の在り方も含めて検討する。
- ・ 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

①地域連携ネットワークの必要性和趣旨

ア 地域連携ネットワークの必要性

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

②地域連携ネットワークのしくみ

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村により直営または市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は1（1）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

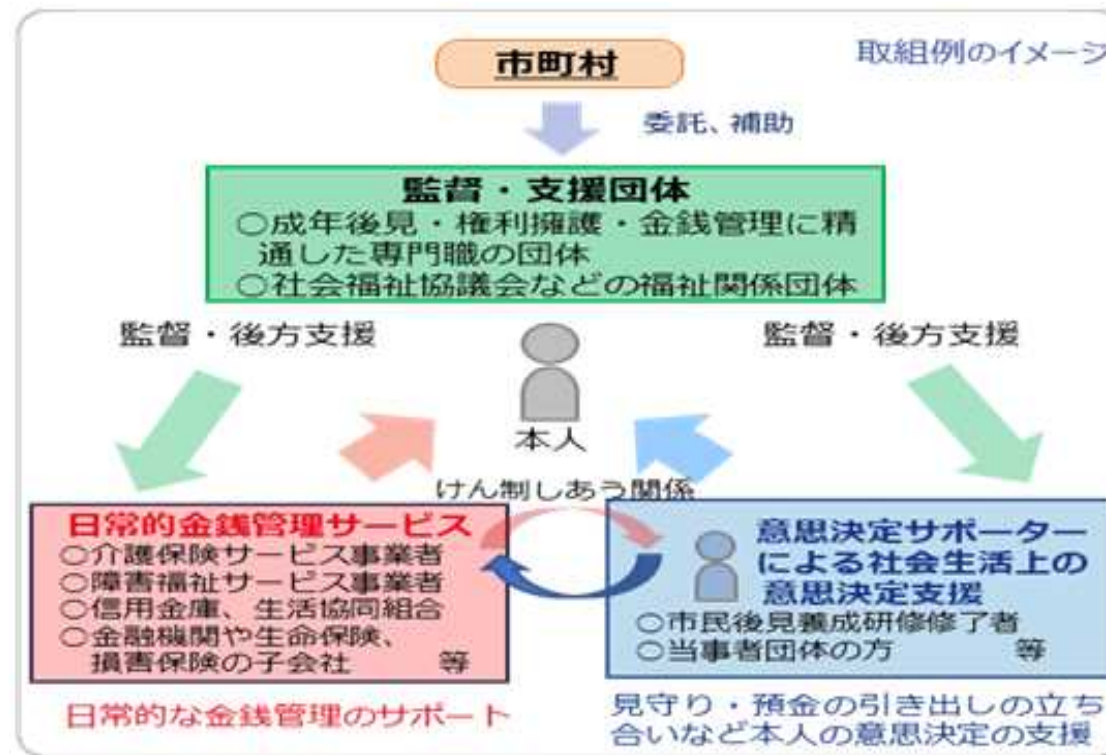
<参考：権利擁護支援チーム>

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。

持続可能な権利擁護支援モデル事業

～簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組～

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めるなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるようにすることを目指す。



<モデル事業を実施する上で課題となった事項の例>

- 日常的な金銭管理支援の対象範囲・取扱方法。新規事業者の参画。
- 金融機関が払戻に応じる条件。
- 意思決定支援の範囲（日常生活、社会生活）、方法や頻度。
- 意思決定支援サポーターの養成。意思決定支援に必要な専門性や育成方策。
- 監督・支援団体に求められる業務（専門性や業務量）。
- 利用者の範囲・利用者負担の在り方。

<新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方について>

- 今後、成年後見制度が「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる」制度に見直されるとした場合、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支えるためには、地域福祉において、どのような連携・協力体制を構築すべきか。

- ・ 少なくとも、本人に対する生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービス)を提供する取組が必要と考えられ、その実施主体及び方法等について、どのように考えるか。【イメージ①】
- ・ 生活支援等のサービス提供に当たっては、本人の希望に応じ、本人の意思決定を支援することが重要と考えられ、本人に対する意思決定支援の範囲及び実施主体等について、どのように考えるか。【イメージ②】

※ これらの点を検討する際、支援の持続可能性、既存の取組・地域資源の活用等を考慮するほか、判断能力が不十分な人が「配慮を要する消費者」とされていることに留意する必要がある。

<「中核機関」(※)に求められる新たな役割及びその位置付けについて>

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

- 成年後見制度の見直しに伴い、司法と福祉との連携強化等を図る観点から、中核機関は、今後、どのような役割を果たすことが必要になると考えられるか。【イメージ①】

※ その際、新たな役割に応じた中核機関の位置付けやその名称等についても検討する必要がある。なお、検討に当たっては、中核機関の整備状況及び経緯等について考慮する必要がある。

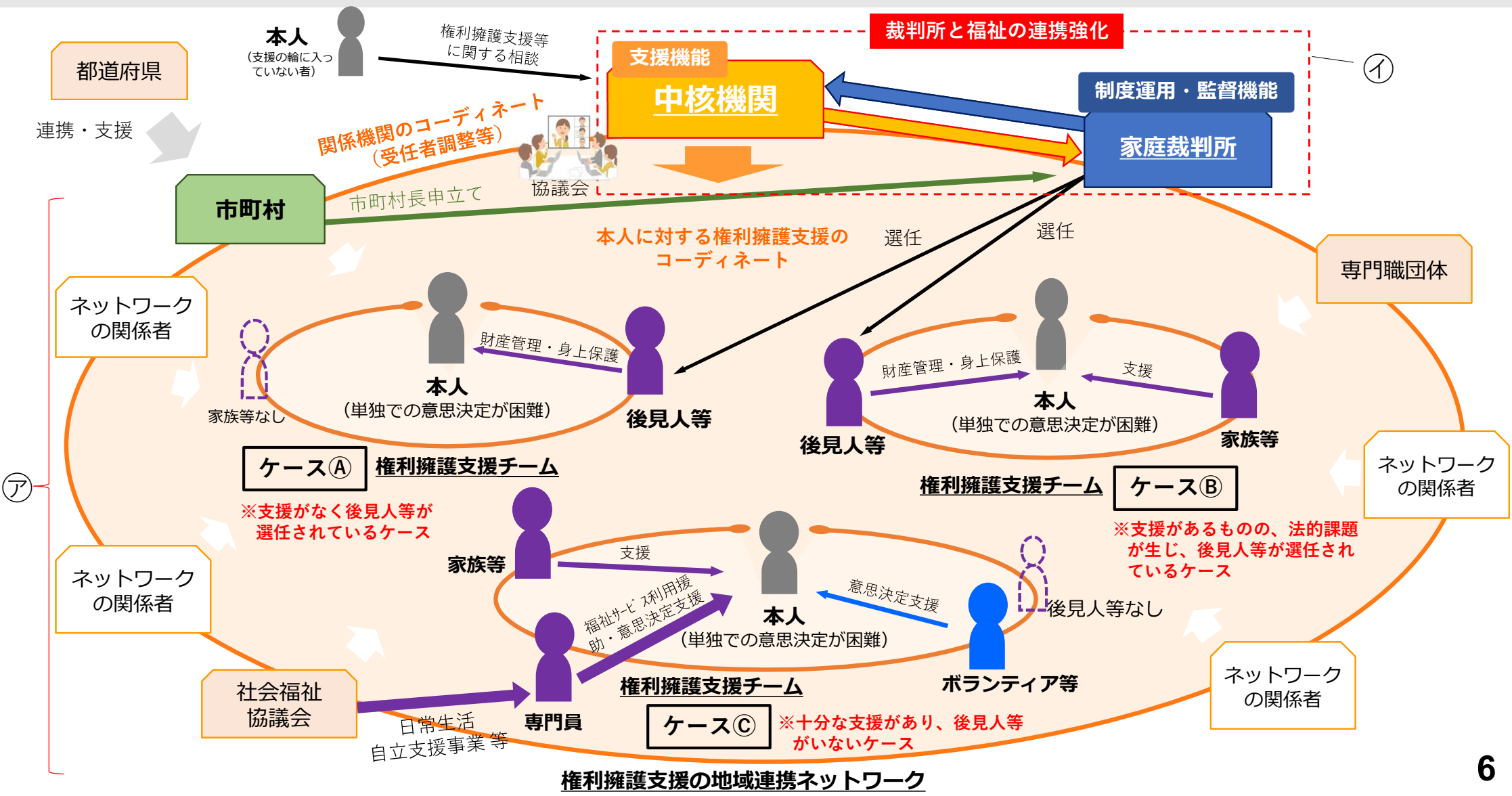
本人を地域で支えるための支援の実施体制及び方法、中核機関の役割・位置付けについて

イメージ①

・ 現在、地域には、本人を支える支援の輪（後見人を含む。）が多様に存在しているが、今後、成年後見制度が見直された場合、後見人以外の支援を得て後見人が退任となる場合や、途中交代となる場合、重大な法律行為の発生により一時的に後見人を選任する場合等の発生が想定される。

⑦ 今後、成年後見制度が見直された場合、地域福祉における本人に対する支援体制として、どのような主体が、どのような方法により実施することが適当かについて検討する必要がある。

⑧ また、成年後見制度の見直しも見据え、家庭裁判所との関係において、中核機関の果たすべき役割やその位置付けについて検討する必要がある。



地域福祉関係機関による意思決定支援の範囲及び実施主体について

今後、成年後見制度が見直されることによって、地域において、判断能力が不十分な人の意思決定を後見人以外の人が支援する場面が増えることも想定される。以下に例示した、本人に生じ得る意思決定のうち、**地域福祉関係機関（組織・チームレベル）において、対応が必要、かつ、支援が可能な意思決定支援の範囲及び実施主体**について検討する必要がある。

	低	← 必要となる判断能力の程度 →	高
財産管理	【法】日用品の購入 【法・日】預貯金の預入・払戻 【法・日】自動振込・振替手続 【法】ＩＣカードへのチャージ 【法・日】公共料金・税の支払い 【法・日】銀行口座の開設・解約 【法】遺言書作成 【法】遺産分割協議 【法・日】家賃の支払い 【法・日】賃貸借契約の単純更新 【法・日】居住家屋の賃借 【法】居住家屋の売却		
身上保護	【法・日】福祉サービスにおける利用料の支払い 【法・日】福祉サービス利用援助契約の軽微な変更 【法・日】福祉サービス利用援助契約の締結 【法・日】年金・福祉手当受領 【法・日】要介護認定の申請 【法・日】福祉施設入所契約		
その他	食材の選択 【法】レストランでの支払い 旅行先の決定 【法】ホテルの予約 【法】航空チケットの購入		

※「法」は「法律行為又は法律行為に準ずるもの」を、「日」は「日常生活自立支援事業において、利用援助を行っている行為」を指す。

本人

による意思決定

個人レベル

(本人に身近な家族等)

による支援が必要な意思決定



組織・チームレベル

(日自事業、権利擁護支援チーム等)

による支援が必要な意思決定



後見人等

(専門職、市民、法人等)

による法定代理が
必要な意思決定



参 考 資 料

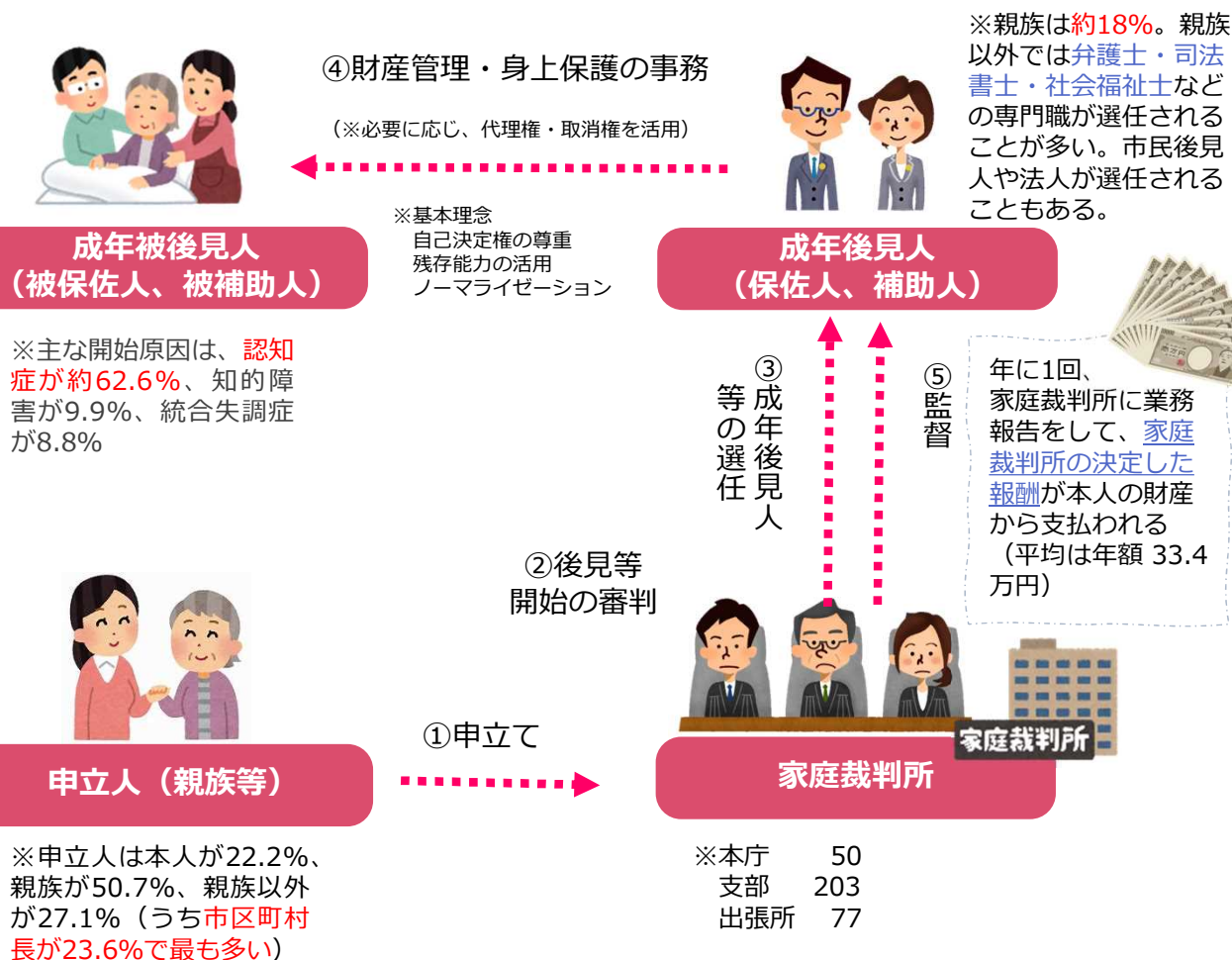
ひと、くらし、みらいのために

①成年後見制度関係 (制度の見直しに向けた検討を含む。)

成年後見制度とは？

- 成年後見制度は、「措置から契約へ」という社会福祉基礎構造改革の流れの中で、民法の改正等により平成12年に誕生した制度。
- 認知症や知的障害・精神障害により、判断能力が不十分な方について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人の財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結履行状況の確認など）などの法律行為を支える制度。
- 「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。「**法定後見制度**」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「**任意後見制度**」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組み。

◆ 利用の流れ（イメージ図）



成年後見人等が行うお手伝いは、制度を利用するご本人の生き生きとした生活を支えています。ご本人の力は、地域の力にもなっていきます。



成年後見人等ができること

福祉サービス・介護の手続や契約のお手伝い



保険料や税金の支払やお金の出し入れのお手伝い



よくわからずにした契約のとり直し



定期的な訪問や状況の確認



入院や施設への入所の手続のお手伝い



書類の確認や施設などへの改善の申し入れ



成年後見制度の概要

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法律的に支援する制度

	法定後見制度（詳細は、次頁参照）	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人となる者との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等（注）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

（注）後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

法定後見制度の概要

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注１）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法 13 条 1 項所定の行為 （注２）（注３）（注４）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法 13 条 1 項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 （注２）（注３）（注４）	同上 （注２）（注４）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注１）	同左 （注１）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注５）（注６）		

（注１）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注２）民法 13 条 1 項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注３）家庭裁判所の審判により、民法 13 条 1 項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注４）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

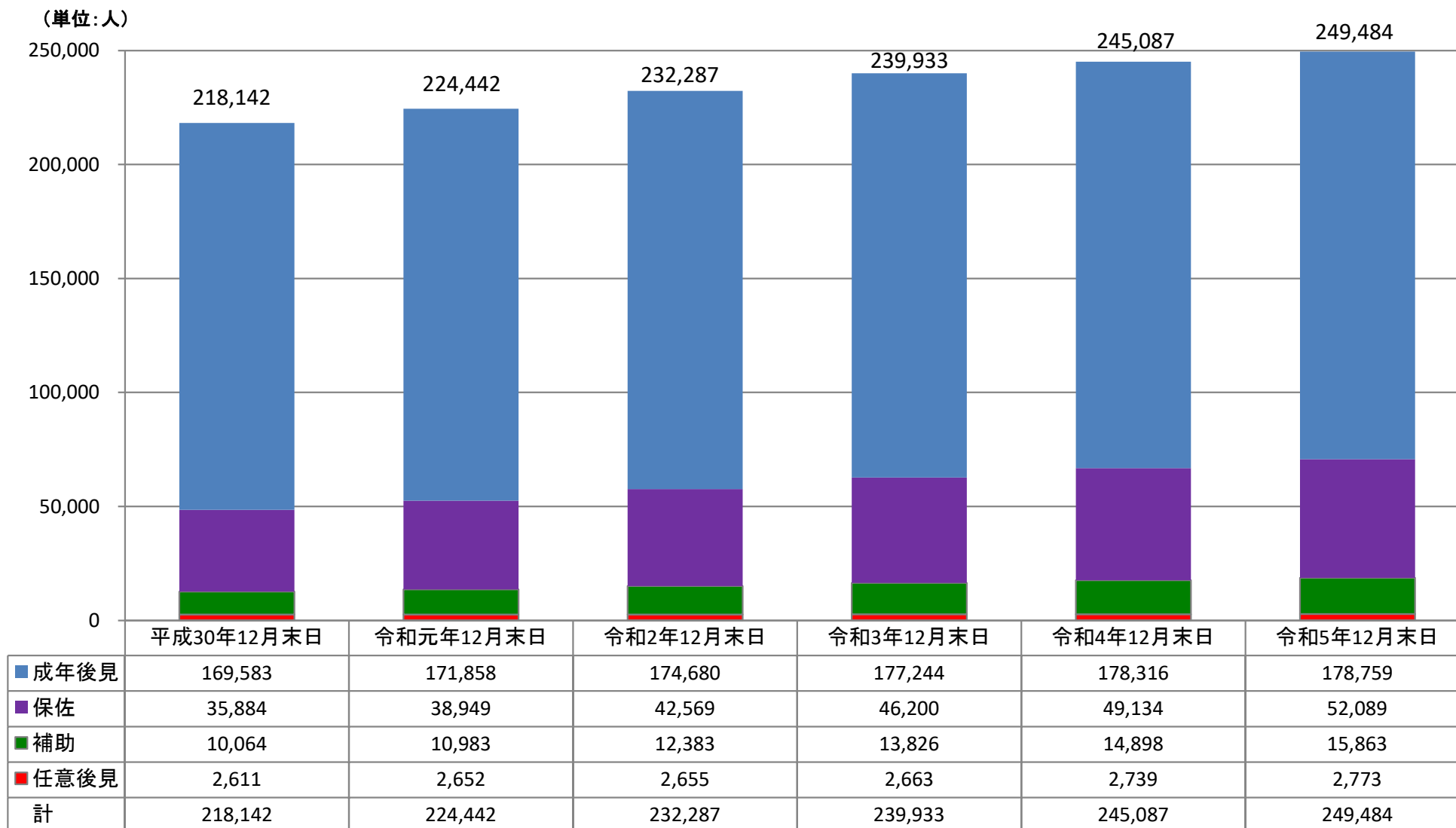
（注５）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。

（注６）令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

成年後見制度の利用状況等

成年後見制度の利用者数の推移（平成30年～令和5年）

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和5年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約71.7%、保佐の割合が約20.9%、補助の割合が約6.4%、任意後見の割合が約1.1%となっている。

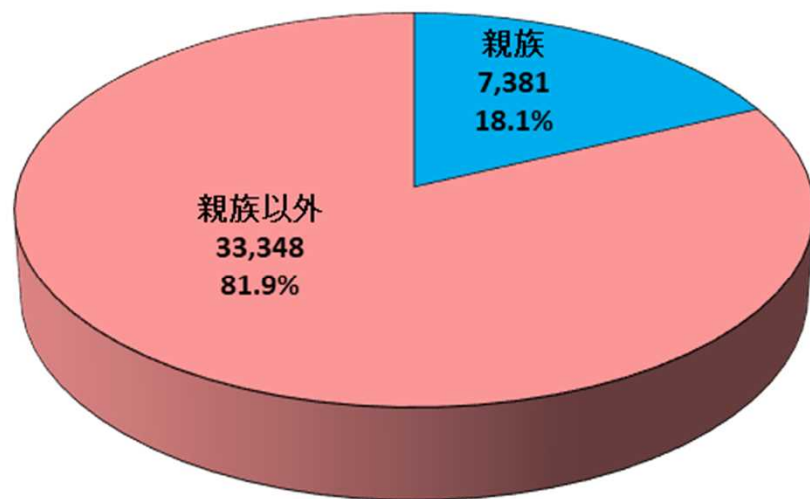


資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」より作成

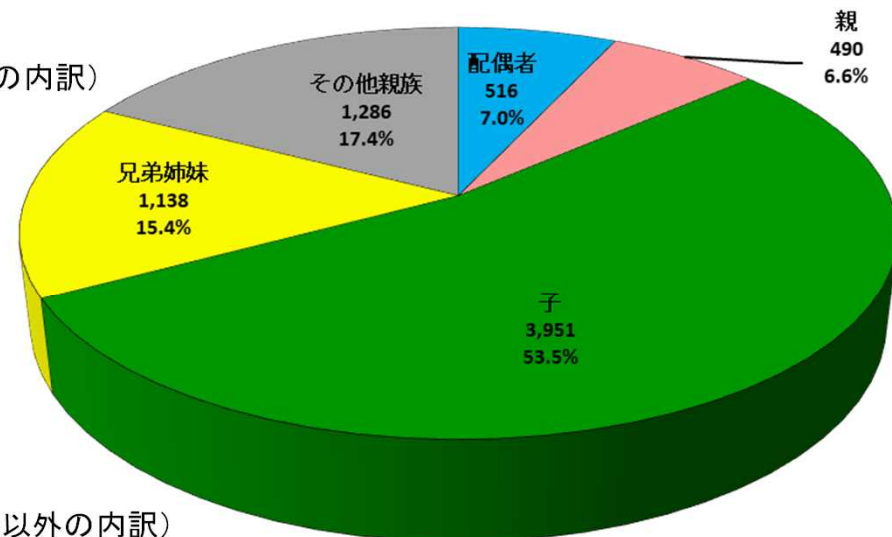
成年後見人等と本人との関係別件数（令和5年）

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が成年後見人等を選任されたものが7,381件（全体の約18.1%）、親族以外の第三者が選任されたものが33,348件（全体の約81.9%）となっている。

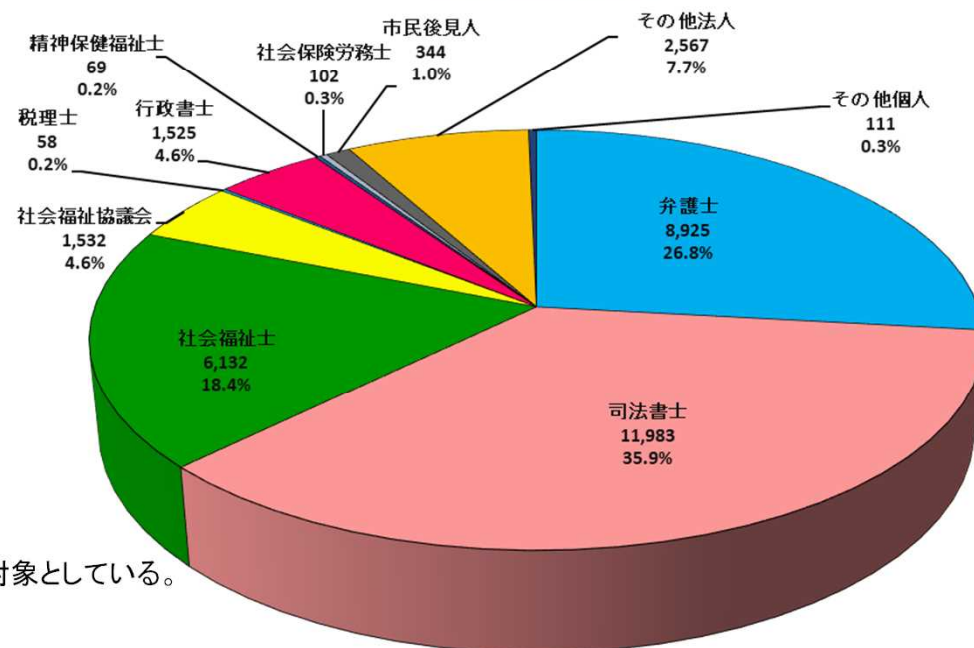
（親族、親族以外の別）



（親族の内訳）



（親族以外の内訳）



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

（注2） 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

市民後見人について

- 市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見業務を適正に担う。
- 主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援など。市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、成年後見人等としての活動が開始される。

市民後見人の育成・支援

- 市民後見人として活動するには、地域の自治体や中核機関等が実施する養成講座などの研修を受講し、家庭裁判所から後見人等として選任される必要がある。
- 市民後見人として選任された後も、スムーズな後見活動が継続できるように、定期的に報告や相談を聞き、必要であれば速やかにサポートしていく体制づくりが重要。

◆ 市民後見人の養成状況（R5.4.1時点）

養成者数(累計)	登録者数	受任者数
23,323人	8,202人	1,904人

出典：令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（厚生労働省）より作成

市民後見人として活動するまでの流れ



法人後見について

- 法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うもの。
- 法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当して行う。担当職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点がある。

法人後見の活動と意義

- 権利擁護や福祉・法律の知識や技術をもった法人が、成年後見制度の担い手として活動することは、適切な支援ができるというだけではなく、自らが持つネットワークの知見や情報を活用し、素早い対応ができたり、いままで支援してきた人が何らかの理由で支援できなくなった場合に、すぐに代わりの人を選んで支援を引き継いでもらえるというメリットがある。
今後、権利擁護についての知識がある法人の参画が期待される。

◆ 法人後見の実施状況（R5.4.1時点）

社会福祉協議会	7 7 0 法人
社会福祉法人	4 0 法人
その他の法人(NPO、一般社団等)	4 2 1 法人
計	1, 2 3 1 法人

出典：令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（厚生労働省）より作成

法人後見に向けた体制づくり

- 法人後見の担当者が代わっても、同じ考え方や姿勢で継続して後見業務が継続できるように、法人内で、権利擁護支援に対する意識統一を図る必要がある。受任方針の確認、業務の継続を見据えた財源の確保、効率的な担当職員の配置、今後に向けた人材育成のしくみ、後見業務の協力者となる専門家チームとの地域連携ネットワークの確保と拡充など、持続可能な体制づくりが必要。



成年後見制度の見直しに向けた検討

令和6年1月
法務省民事局

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された

①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和4年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.0%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定（対象期間は、令和4年度～令和8年度）

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要【令和6年2月に法制審議会に諮問】

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約

（R4.10.7 抄）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

主な検討テーマ

現状及び課題

検討

法定後見制度における
開始、終了等に関する
ルールの在り方

利用動機の課題（例えば、遺産分割）
が解決しても、**判断能力が回復しない
限り利用をやめることができない。**

一定の期間制や、具体的な利用の
必要性を考慮して開始し、必要性が
なくなれば終了する仕組みを検討

法定後見制度における
取消権、代理権に
関するルールの在り方

成年後見人には包括的な取消権、
代理権があり、**本人の自己決定が
必要以上に制限される場合がある。**

本人の同意を要件とする仕組みや、
本人にとって必要な範囲に限定して
付与する仕組みを検討

法定後見制度における
成年後見人等の交代
に関するルールの在り方

本人の状況の変化に応じた成年後見人
等の交代が実現せず、**本人がそのニーズ
に合った保護を受けることができない。**

本人の状況に合わせて成年後見人等
の交代を可能とするなど適切な保護を
受けることができる仕組みを検討

任意後見制度における
適切な時機の監督人
選任を確保する方策

本人の判断能力が低下した後も
**適切な時機に任意後見監督人の
選任申立てがされず、任意後見契約の
効力が生じない。**

任意後見受任者に任意後見監督人
選任の申立てを義務付ける仕組みや
申立権者の範囲の見直しを検討

その他のテーマ

- 法定後見制度における類型の見直し
- 成年後見人等の報酬の在り方

②権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係 （中核機関の整備状況・役割を含む。）

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」

～福祉・行政等の多様な主体の連携による個別支援と、家庭裁判所による制度の運用・監督～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能 ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつながりを行う機能。 ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつながり	①「制度利用の案内」の機能 ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立ての準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 ・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・ 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	②「適切な選任形態の判断」の機能 ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	③「適切な後見事務の確保」の機能 ・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組

～地域連携ネットワークの関係者における機能強化に向けた取組～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「**共通理解の促進**」の視点

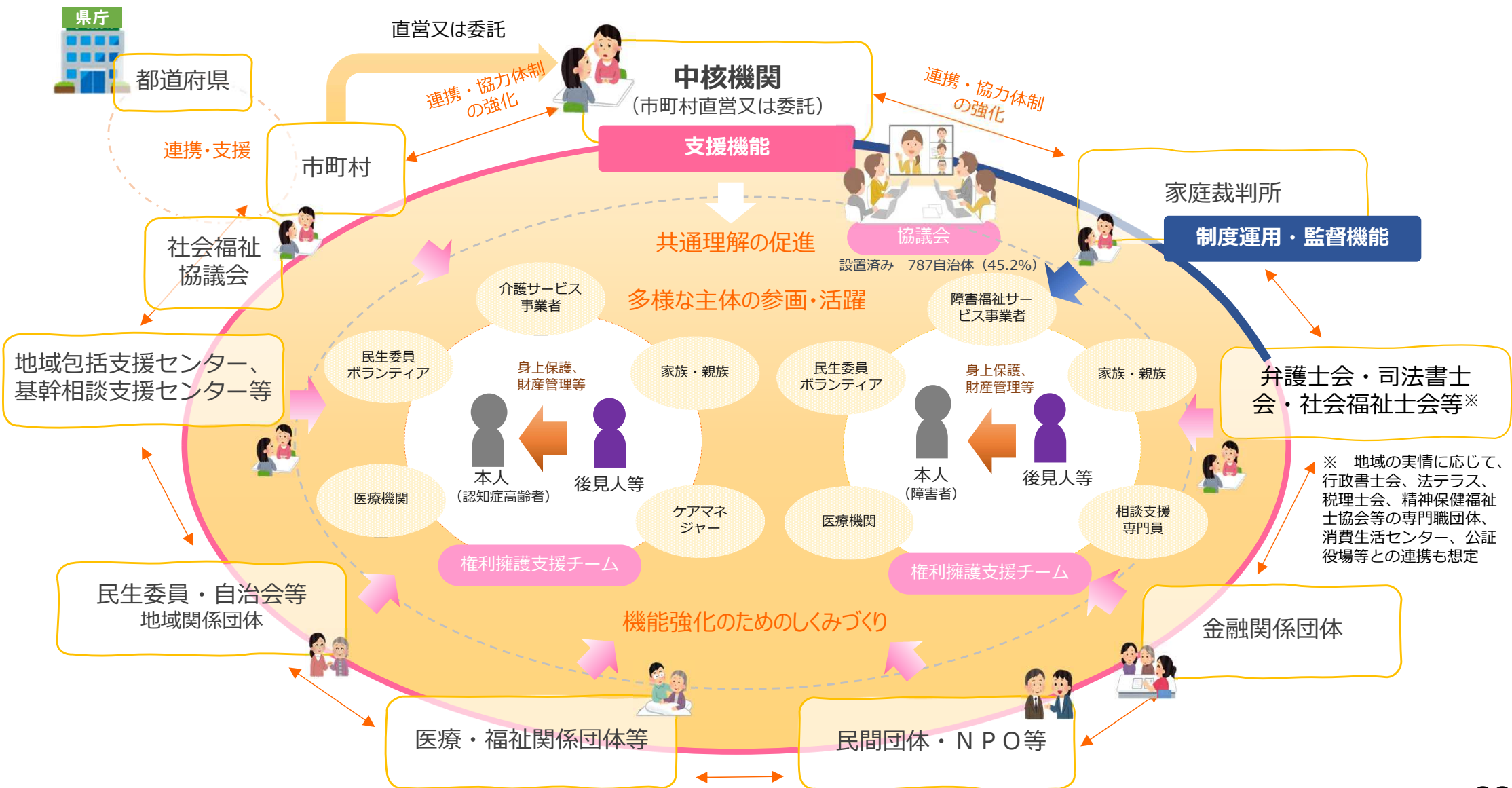
イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「**多様な主体の参画・活躍**」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「**機能強化のためのしくみづくり**」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「 共通理解の促進 」の視点	イ「 多様な主体の参画・活躍 」の視点	ウ「 機能強化のためのしくみづくり 」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	- 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） - 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	- 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 - 中核機関と各相談支援機関との連携強化	- 各相談支援機関等の連携のしくみづくり - 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり - 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	- 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 - 専門職団体による専門職後見人の育成	- 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり - 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	- 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 - 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化	- 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 - 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

(参考) 「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組イメージ

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」。

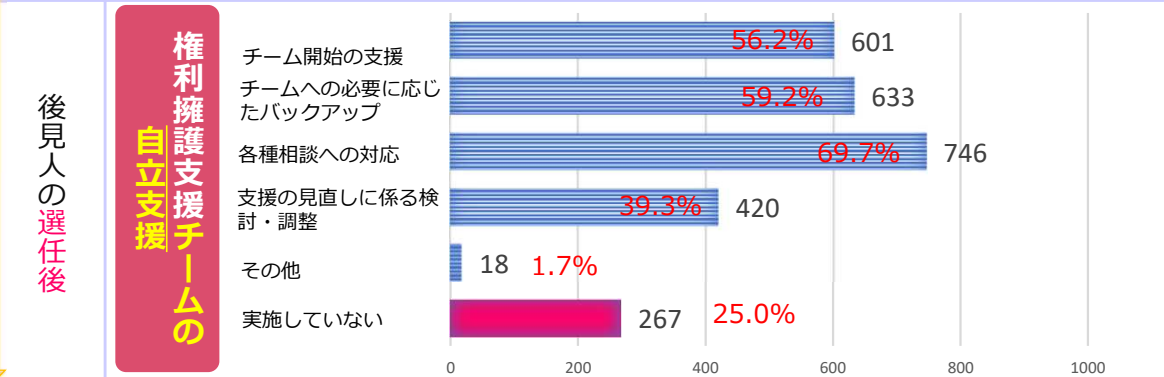
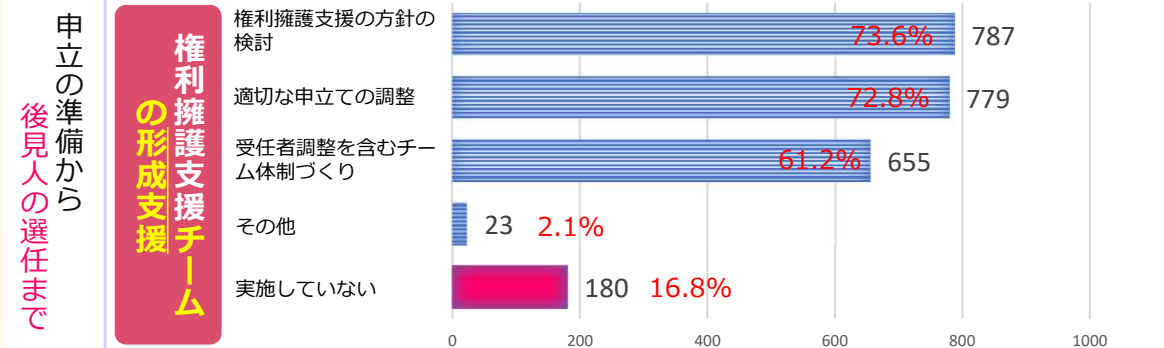
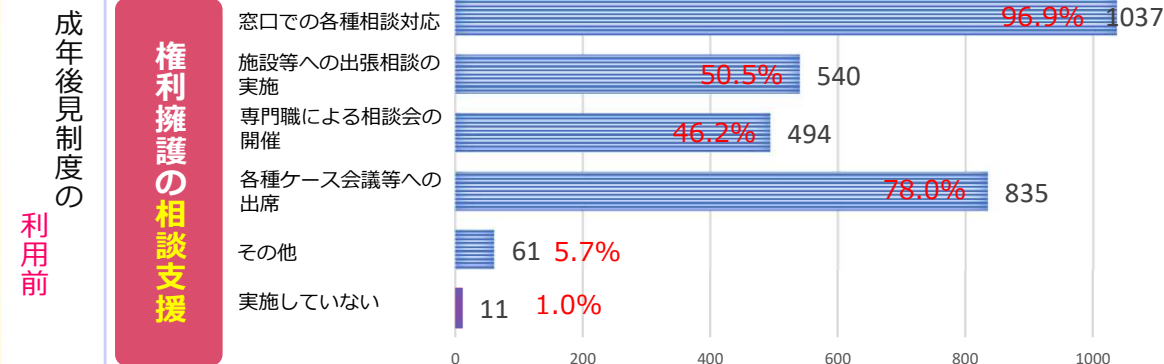


「地域連携ネットワークの支援機能」と「地域の体制づくりに関する取組」の実施状況

○ 地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況は以下のとおり。割合の分母は中核機関整備自治体の1,070。

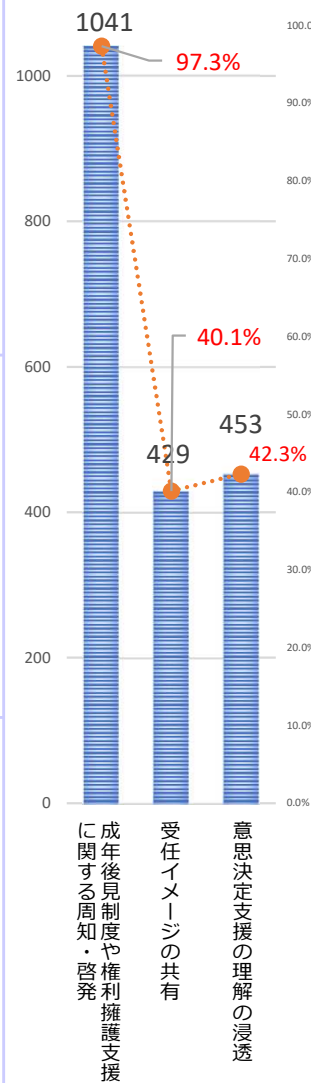
本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能

福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能

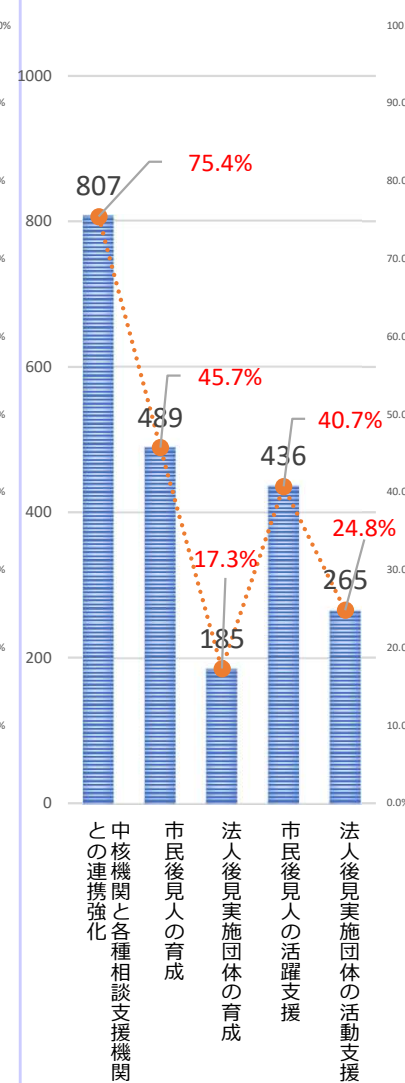


機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組

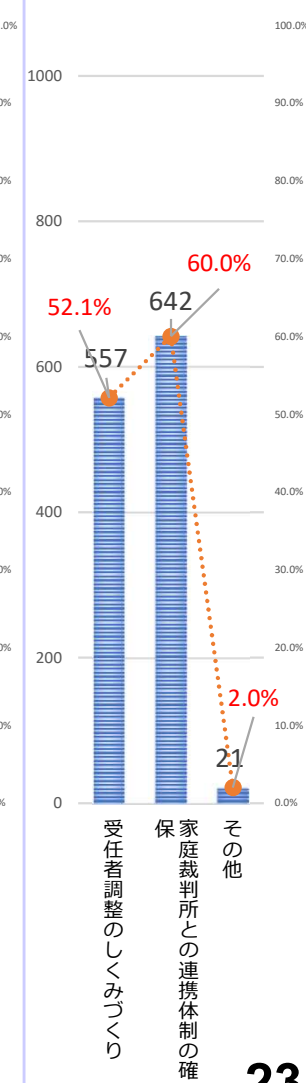
共通理解の促進の視点



多様な主体の参画・活躍の視点



機能強化のためのしくみづくりの視点



※ 数値は令和5年4月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果によるもの。

「中核機関（※）」の整備状況（令和5年4月1日時点）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担当の中核的な機関・体制

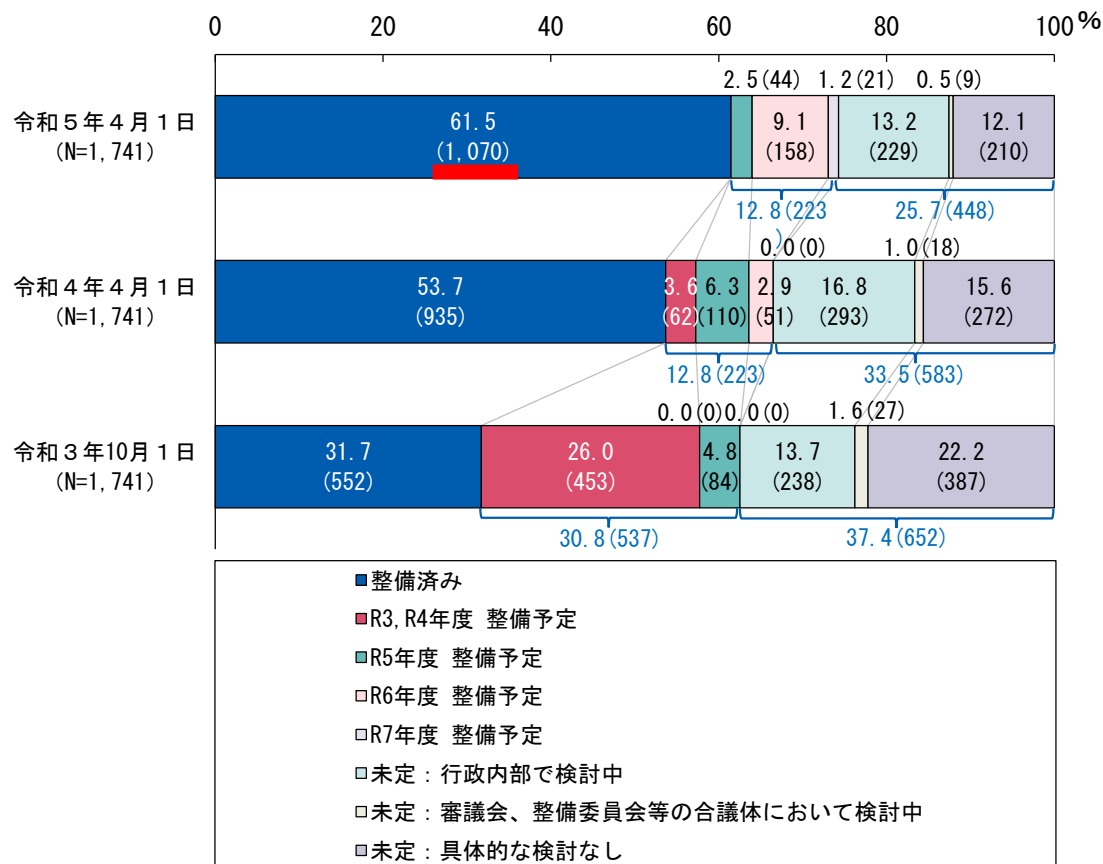
【成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果】

調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県

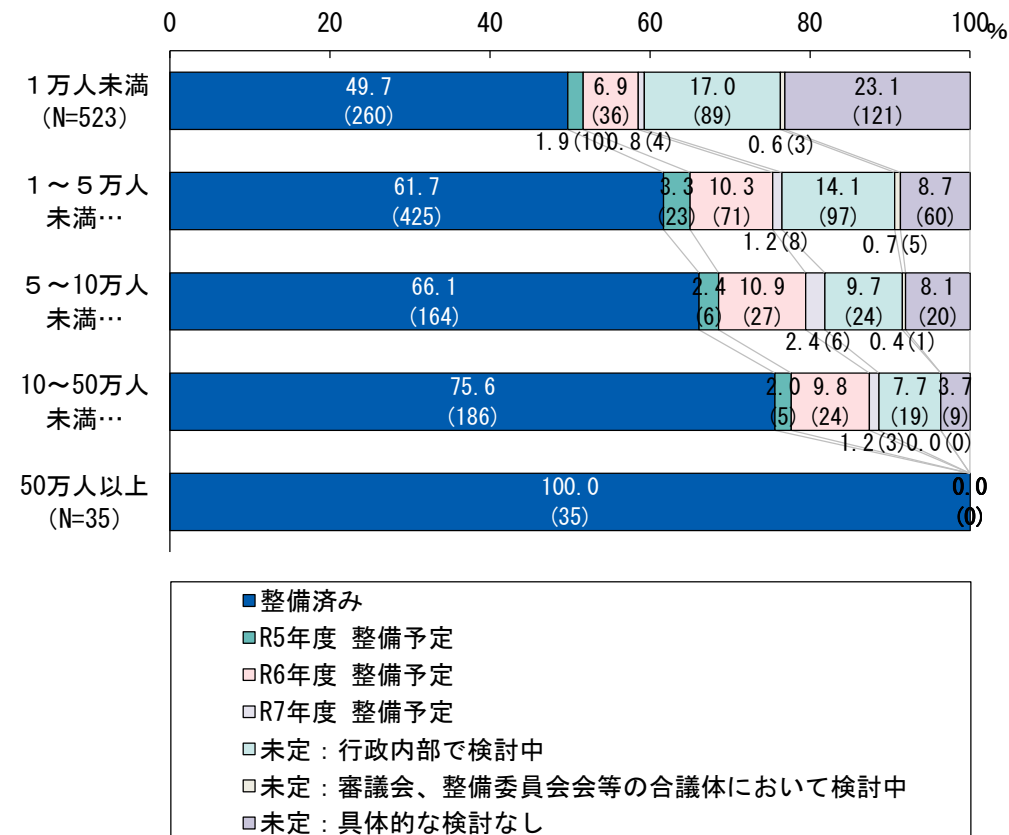
調査時点：令和5年4月1日

中核機関の整備状況 <整備済（R5.4時点）：1,070市町村（61.5%）⇒ 整備済＋整備見込あり：1,293市町村（74.3%）> 【令和6年度末KPI：1,741市町村】

●中核機関の整備状況、整備（予定）時期＜全体＞



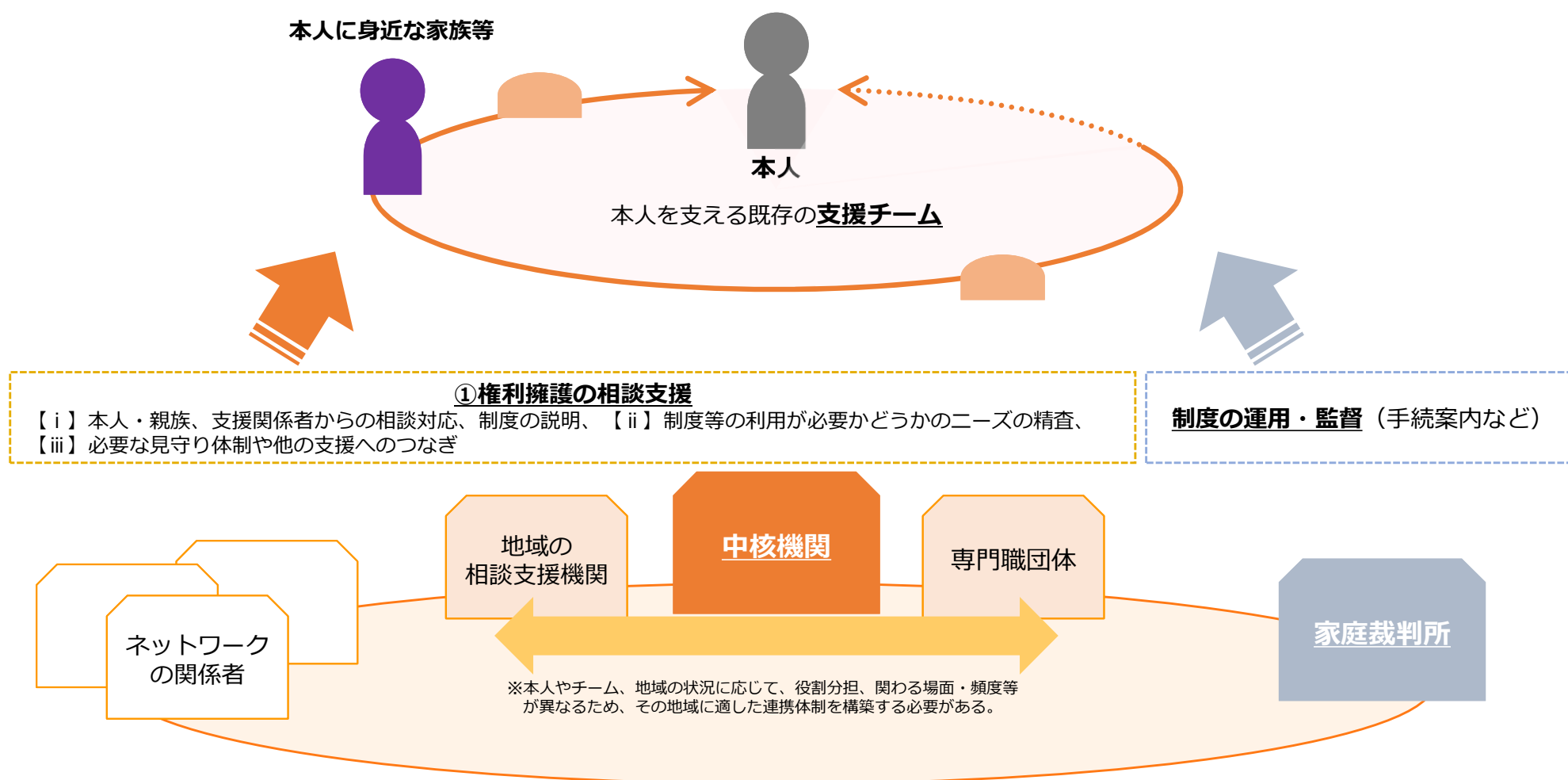
●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期＜自治体規模別＞



「中核機関」の役割

：権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

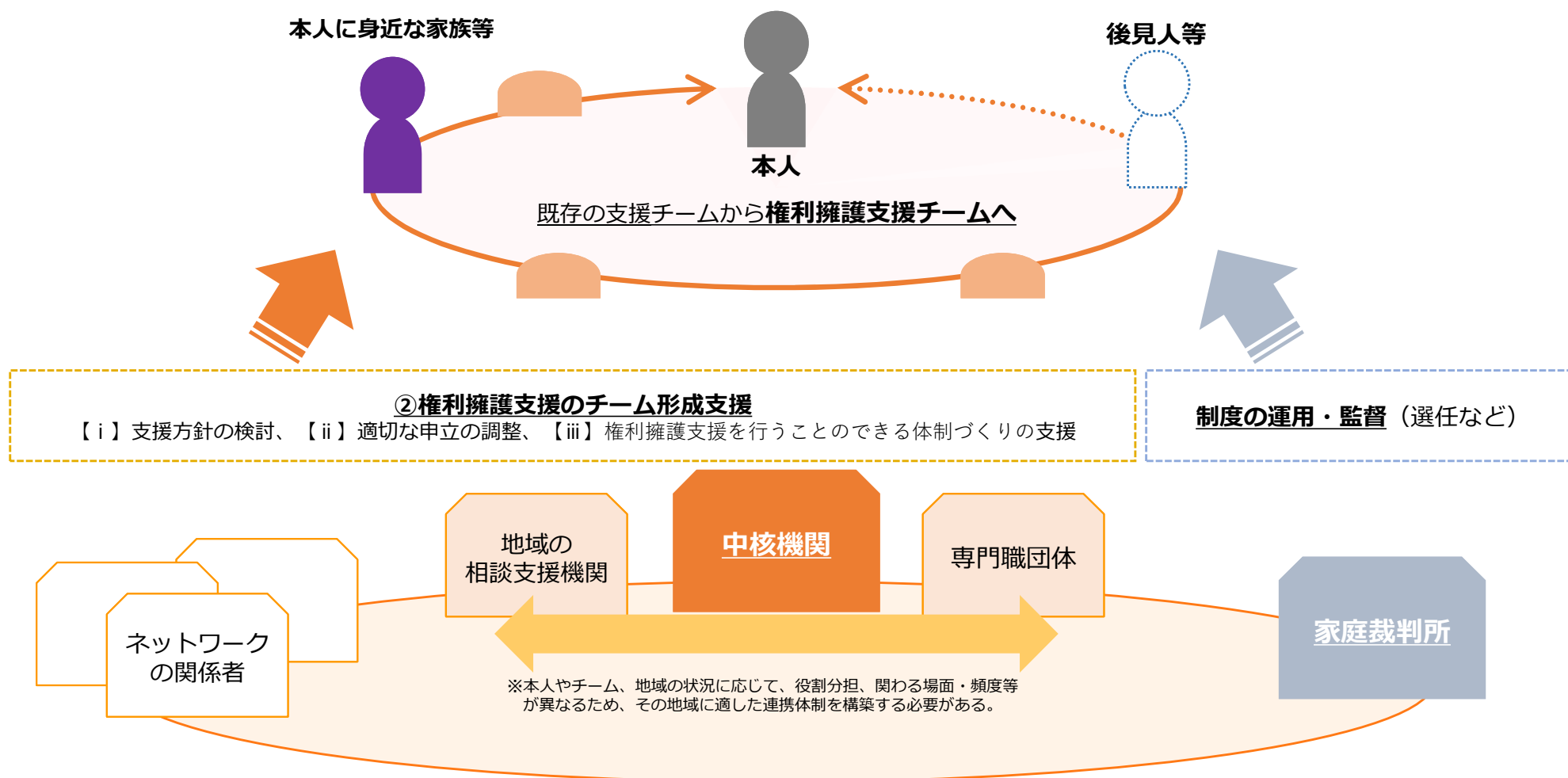
- 本人を取り巻く関係者が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなぐ場面。
- この場面では、成年後見制度につなぐ場合や、同制度以外の権利擁護支援（権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センターの相談対応など）につなぐ場合がある。



「中核機関」の役割

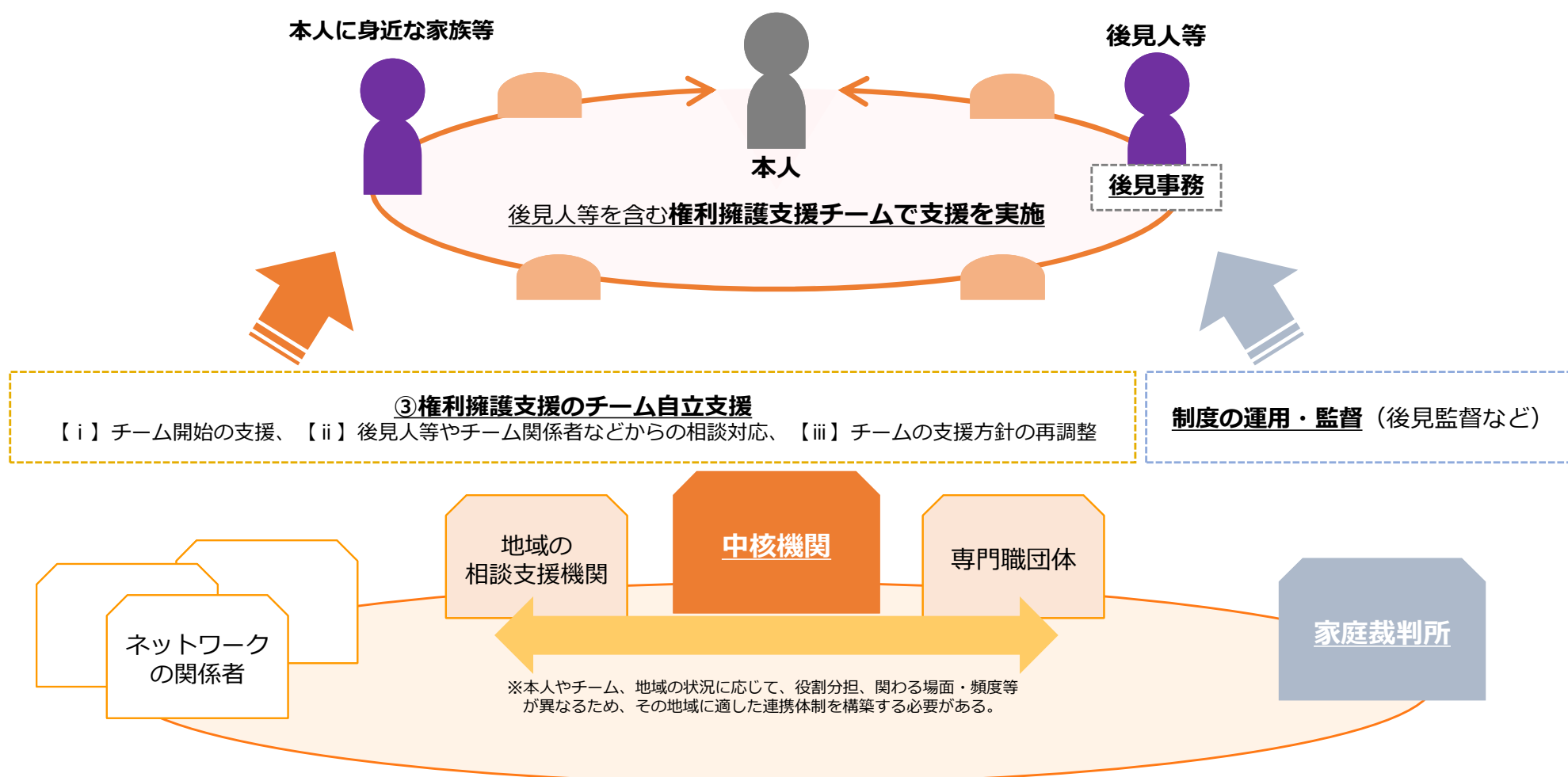
：成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）

- 成年後見制度の申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整し、家庭裁判所に申し立て、後見人等が選任されるまでの場面。
- この場面では、制度利用後の支援方針を検討する。その中で、適切な権利擁護支援チームの体制も検討する。



「中核機関」の役割 ：成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

- 家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、後見活動が開始されてからの場面。
- この場面では、権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援が開始される。



③日常生活自立支援事業関係

日常生活自立支援事業の概要

○ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



1. 実施主体

○ 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会

※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可

【令和5年度末の実施体制】

基幹的社会福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,640か所	4,267人	15,586人

2. 利用対象者

○ 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和5年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数（人）	20,804人 36.9%	14,612人 25.9%	17,991人 31.9%	2,991人 5.3%	56,398人 100.0%

3. 援助の内容

福祉サービスの利用援助

① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

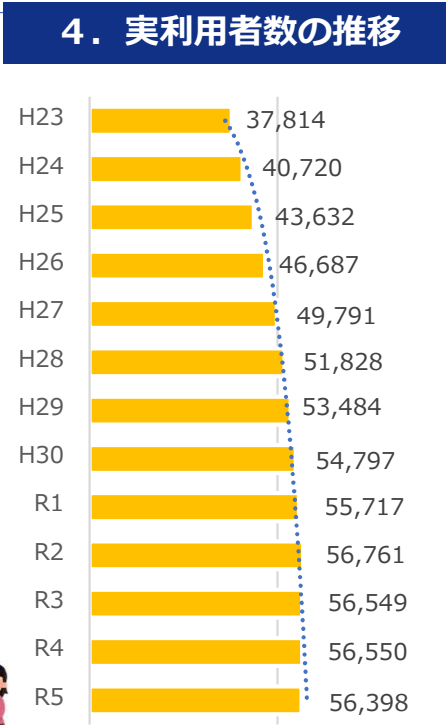
日常的な金銭管理サービス

① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
② 医療費を支払う手続き
③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
④ 日用品等の代金を支払う手続き
⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

書類等の預かりサービス

(保管できる書類等)
① 年金証書 ② 預貯金の通帳 ③ 権利証 ④ 契約書類 ⑤ 保険証書
⑥ 実印・銀行印 ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

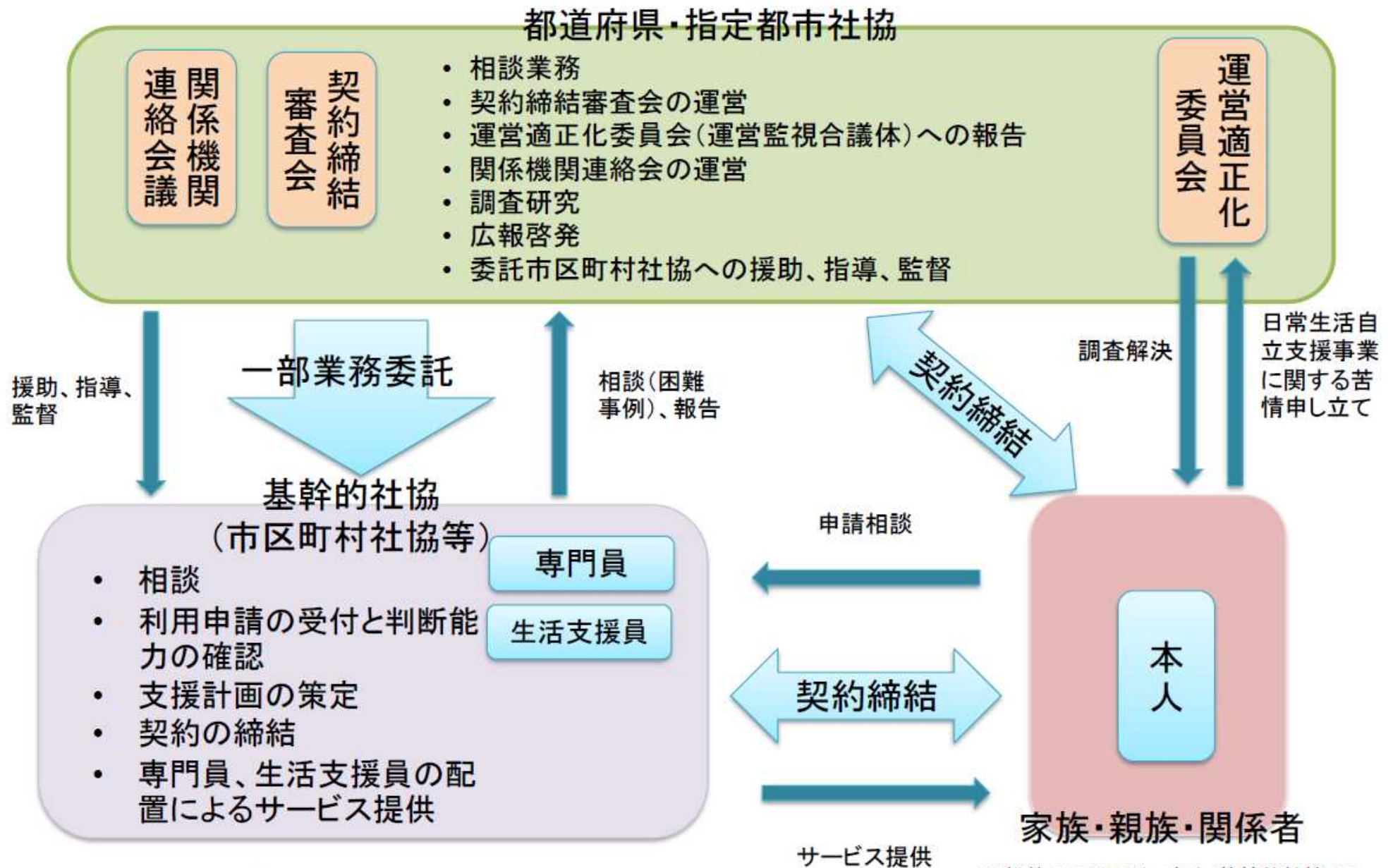
定期的な訪問による生活変化の察知
「見守り」



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）



日常生活自立支援事業の仕組み



【出所】「日常生活自立支援事業推進マニュアル」(全社協)

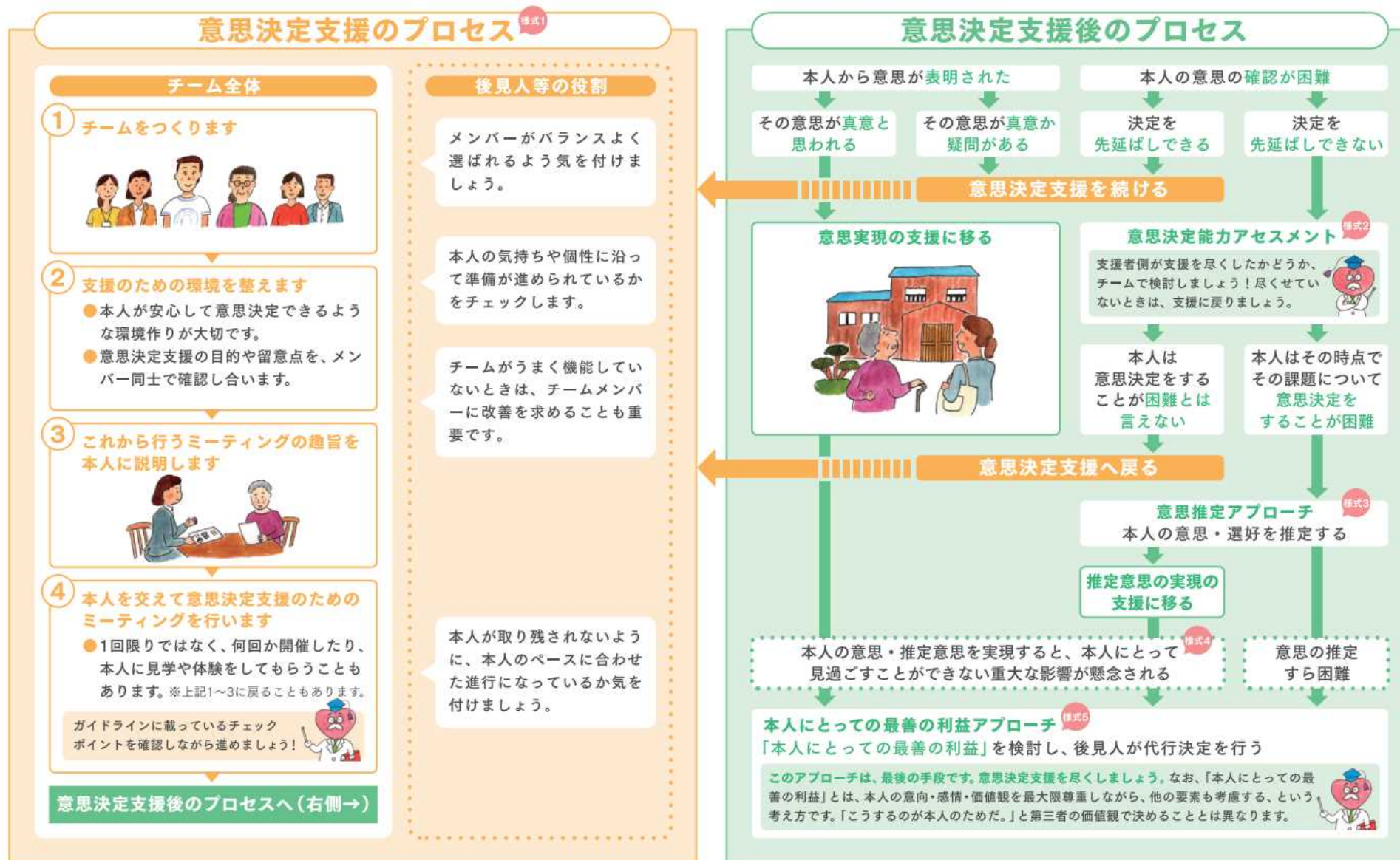
※契約については、本人-基幹的社協の2者契約の場合と都道府県社協を含めた3者契約の場合がある。

④意思決定支援関係

意思決定支援とは？

(出典：「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」から一部引用)

- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年10月30日意思決定支援ワーキング・グループ）では、「意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」とされている。



※「様式1～5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

⑤総合的な権利擁護支援策に関する御指摘等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第1回検討会議(6/29)における主な構成員意見（総合的な権利擁護支援策関係）

- ・ 民法改正と歩調を合わせて網羅的な権利擁護の仕組を整備する必要がある。支援の穴を開けないがキーワード。日常的金銭管理等に民間事業者の参入を認める場合には、利用者の経済的搾取を防ぐため、悪質な事業者を排除する体制を整えることが肝要。高齢者等終身サポート事業を含めて単なるガイドライン規制にとどめず、より強力な規制行政の側面を充実させていくべき。
- ・ 裁判所が法定後見の開始・終了を適切に判断するためには、地域における後見以外の支援策の実情について、法定された機関から裁判所が情報を得ることができる体制を整備することが必要。民法改正後の法定後見制度の適正な運用を担保する司法と行政の連携強化の観点から、社会福祉法改正によって、中核機関を段階的に法制化していくことがよいのではないか。
- ・ 第二期基本計画やモデル事業の成果を踏まえ、司法と福祉の連携による福祉側の司令塔の役割、即ち中核機関の位置付けの検討、モデル事業の成果を踏まえた日常生活自立支援事業の拡充と、社会福祉法の規定の見直し、もしくは新たな総合的な権利擁護支援策の事業化を検討していくべき。
- ・ 日常生活自立支援事業の導入後、体制強化がされてきていない。成年後見制度の見直しに伴う総合的な権利擁護支援策の充実に向けた議論は、日常生活自立支援事業の見直しとも一体的に行い、権利擁護支援策としてどうあるべきかということをしっかり議論できればと思う。
- ・ 成年後見制度の大幅な見直しが見込まれる中、福祉制度でどのようにカバーするかは重要な課題。これまで法整備が十分なされてこなかった分野であり、今回はその端緒として制度づくりを行う。段階的に法整備を進めていくことを視野に入れて良いと思う。
- ・ 社会福祉法は、元々、社会福祉事業法としてスタートしており、基本的に特定の福祉事業を行うものに対する事業法の立て付けとなっていて、一定の活動を行う広く民間全体を含めた事業者に対する規制法の立て付けとはなっていない。このため、例えば、悪質な民間業者に対する規制など、社会福祉法の中だけで行うのは困難を伴う面がある。日常的な金銭管理や本人の意思決定支援を通じて、どのように福祉の分野で本人をサポートしていくかを検討していくことになる。

第16回成年後見制度利用促進専門家会議(8/2)における主な委員意見要旨（その1）

＜総合的な権利擁護支援の充実関係＞

- ・ 第二期基本計画によると、総合的な権利擁護支援策は、成年後見制度が見直されるから打ち出されるものではなく、地域における意思決定を支援する様々な権利擁護支援策があった上で、必要に応じて成年後見制度を的確に利用していく関係性にある。こうした権利擁護支援策のニーズに合わせて、これからの日常生活自立支援事業の在り方・対象者の大きな見直しも求められるのではないかと。また、意思決定支援を日常生活の簡易な金銭管理の中に組み入れるための制度づくりが重要であり、そのための意思決定支援サポーター等の確保も大事である。
- ・ 新たな権利擁護支援策について、市町村が実施に関わる形で事業が新たに創出される場合には財源や体制の確保を懸念する。同支援策に関する過去の会議における市長会の発言も踏まえて検討を進めていただきたい。
- ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の簡易な金銭管理は、日常生活自立支援事業における日常的な金銭管理サービスと共通する。金銭管理というサービス、または体制構築が必要。いずれにせよ、意思決定支援を中心に日常生活自立支援事業も組替えが必要。【当事者団体意見】
- ・ 普通預金口座の日常的な金銭の出し入れを法定後見のような重い仕組みで全部動かさなければいけないということになると効率が悪い。任意代理をベースとした代理人届のような仕組みを、ある程度信頼性の高い形として運用できるような枠組みを考えられないか。
- ・ 高齢者や障害者に限らず、身寄りがいない、家族の支援が得られない人が増加する中、権利擁護支援と生活を支える日常生活自立支援事業は重要。持続可能な事業にしていくためには、事業の役割や達成度との関係等を改めて検討し、併せて財源確保も含めた抜本的な体制強化をする必要がある。また、権利擁護支援の必要な方が増える中、既存の制度やサービスだけでは対応が難しい、支援につながらない人もいるのが現状なので総合的な権利擁護支援策の充実は不可欠である。他方、成年後見制度、日常生活自立支援事業、新たな支援策の3つが人、物、金を潰し合わない仕組みとすべき。多様な担い手に関して、民間参入の促進だけではリスクがあり、新たな担い手として社会福祉法人、NPO、民間というように段階的な拡大を進め、併せてチェック機能の強化を整備することが大切。

第16回成年後見制度利用促進専門家会議(8/2)における主な委員意見要旨（その2）

- ・ モデル事業の成果を踏まえた日常生活自立支援事業の拡充・見直し及び総合的な権利擁護支援策の拡充の具体化を検討すべきではないか。日常生活自立支援事業については、課題を踏まえて、実施主体や財源についてどう考えるのか、この事業を拡大する方向性なのか、モデル事業と融合してモデルチェンジするのか、別事業として並立していくのかを協議した上で、地域共生社会の在り方検討会議において社会福祉法での位置づけを検討していくべき。また、いわゆるモデル事業の赤、青、緑の3点セットでの事業化の可否は別として、市民として本人の意思決定支援に寄り添う、そういった市民の役割をどのように考えるのか。日常生活自立支援事業の生活支援員、市民後見人、類似の介護サービス相談員のような事業も参照しながら、権利擁護支援における市民の役割について、社会福祉法の改正においてもこうした観点が反映されることを願う。
- ・ 権利擁護支援というと、どうしても特別な状態像の方における特別な支援と捉える方がまだまだ多い。また、権利擁護支援の中の意思決定支援について、共通の考え方を持てるかどうかはとても大きなポイントである。
- ・ 改めて意思決定支援とは何なのかということを問う必要がある。どうしても意思決定だけに向けられていく傾向があり、結局、本人から発出するというよりは、周りの都合で決めてしまいがちである。意思決定支援の究極の目標は意思決定そのものにあるのではなく、その先にある本人のチョイス・アンド・コントロールである。また、意思決定支援サポーターを支える仕組みをしっかりと強化していく必要がある。
- ・ 成年後見制度を他の支援による対応の可能性も踏まえて、本人にとって適切な時期に必要な範囲、期間で利用できるようにするためには、判断能力が不十分な方の預貯金を含めた財産管理をどのように支援していくかということが極めて重要である。そういった意味で、日常生活自立支援事業や権利擁護支援モデル事業等について、さらなる検討がされ、また広く実践されていくことが重要ではないか。

第16回成年後見制度利用促進専門家会議(8/2)における主な委員意見要旨(その3)

- ・ 日常生活自立支援事業は非常に重要であり、地域を問わず一定水準で同事業を利用できるような体制を目指すことは必要である。また、意思決定支援については、誰かが代わりに意思決定をするのではなく、本人の意思をみんなで議論しながら見出していくということをどのように民法学者や世間一般と共有していくか。また、意思決定支援とチーム支援は切っても切れない関係にあるが、様々な形で本人に関わっている方の様々な意見を取り込むことによって本人の意向を確認していくという意味で、複数の関与をどうやって確保するのかということのほうが重要。後見開始後もチームがどのように後見人に関わっていくかということも含めて考えていくべき。
- ・ 意思決定支援は大変重要であるが、障害者の特性とか福祉の仕組みとか、本人の日々の暮らしも理解しなければ、本当の意味で本人の意思を支援するということにはつながらない。福祉職の方や当事者団体とともに、きちんとした検証システムとその実施体制は必要だと思っており、本人が安心して地域で暮らし続けられるような、そんな制度を整えていただきたい。【当事者団体意見】
- ・ 障害者権利条約第12条第4項が求めている支援付き意思決定の仕組みの構築に当たっては、濫用を防止するための適切かつ効果的な保証、セーフガードが必要だと言われている。そのためには、制度上も実践上も、いわゆるアドボケイト機能をしっかりと確保すべき。また、今後の需要に応えるには、日常生活自立支援事業は事業規模等の拡大が必要。拡大に当たっては、本事業に意思決定支援が適切に確保される仕組みをしっかりと実装していくことが必要で、その際には持続可能な権利擁護支援モデル事業の青の役割をしっかりと備えていくべき。モデル事業の赤、青、緑の考え方を参考にしながら、本人の立ち位置に100%立った形でアドボカシーをきちんと提供でき、かつそれによって支援付き意思決定が全うできるような仕組みに変えていくことが前提条件になるのではないかな。
- ・ 意思決定支援を中心とした御本人の意思に基づいた権利擁護支援の中には、日常生活自立支援事業等の福祉制度も含め、任意代理のスキームを使った支援もあると思っている。特に日常的な金銭管理や、取りあえず迫られている病院代の支払い、電気代の支払いということになると、任意後見制度だけで解消できるものではなく、今後、身寄りのない人の支援も含め、任意代理的なものも含めた様々なニーズに応じた支援の仕組みが検討されるべきではないか。

第16回成年後見制度利用促進専門家会議(8/2)における主な委員意見要旨（その4）

＜権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり関係＞

- ・ 日常生活自立支援事業の出口として総合的な権利擁護支援策の利用を検討していくことも、本人にとってより制限の少ない方法と思われるが、これらのツールを柔軟に利用できる地域の支援体制の整備について、今後の法改正の中で検討をお願いしたい。
- ・ 司法と福祉の連携のためには相互理解とともに役割分担もしっかりしていく必要がある。福祉行政による支援機能と、家庭裁判所による成年後見制度の運用・監督機能がかみ合った形で連携し、その連携を通じて地域における課題を少しずつ解消していくための息の長い取組が必要だと考えられる。それぞれの機関が果たすべき役割を相互に理解を深めて、その役割・機能を十分に発揮することを基盤として、相互理解の中で適切に連携していくことが御本人の権利擁護を実現するためのよりよい枠組みを構築するために必要なことではないか。
- ・ 成年後見制度と地域の権利擁護の支援がスムーズにつながる必要がある。成年後見が終わった場合、その地域の権利擁護支援にすぐにつながっていくということが必要であり、そこがスムーズに行けたらいいと思っている。【当事者団体意見】
- ・ 地域共生社会に通じるのかもしれないが、権利擁護支援の地域連携ネットワークを考える際には、地域包括支援センターとか基幹相談支援センターとか、こどもの支援センターとかの既存の相談支援体制をどうするかというところも含めて考えないといけないのではないかと。全体を見渡した上で、相談支援体制そのもの、包括的な相談支援体制を見直す必要があるのではないかと。【当事者団体意見】